

## 7. 棚卸資産

	日本基準	IFRS
棚卸資産の範囲	<p>(棚卸資産の評価に関する会計基準(以下「棚卸資産会計基準」)3)</p> <p>棚卸資産には、商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等の資産であり、企業がその営業目的を達成するために所有し、かつ、売却を予定する資産のほか、売却を予定しない資産であっても、販売活動及び一般管理活動において短期間に消費される「事務用消耗品等」も含まれる。</p> <p>事務用消耗品等 上記の通り含まれる。</p> <p>交換部品、予備器具及び保守用器具等 該当する規定はない。上記の棚卸資産の範囲等の規定に従って判断される。</p> <p>広告宣伝及び販売促進活動に関する支出 該当する規定はない。上記の棚卸資産の範囲等の規定に従って判断される。</p>	<p>(IAS2.6,16, IAS16.8, IAS38.69(c) ) 棚卸資産とは、次のような資産をいう。 (a)通常の事業の過程において販売を目的として保有されるもの (b)そのような販売を目的とする生産の過程にあるもの (c)生産過程又はサービスの提供にあたって消費される原材料又は貯蔵品</p> <p>事務用消耗品等 該当する規定はない。 事務用消耗品等が、「生産過程又はサービスの提供にあたって消費される原材料又は貯蔵品」に該当する場合は棚卸資産である。</p> <p>交換部品、予備器具及び保守用器具等有形固定資産の定義を満たす場合には、有形固定資産に含めて計上し、そうでない場合に棚卸資産に分類される。</p> <p>広告宣伝及び販売促進活動に関する支出 企業が宣伝活動又は販売促進活動を行うのに使用する目的だけのために物品にアクセスする権利を企業が有している場合には、企業は、これらの財を所有しているか、又はそれ以外で、その財を配布するかどうかに関係なくその財にアクセスする権利を有した時点で、その財に対する支出を費用として認識する。</p>

	日本基準	IFRS
製造原価の範囲	<p>(原価計算基準三-五、連続意見書第四 第一 五)</p> <p>日本基準では、同様の項目の例示はなされていない。</p> <p>原価に含まれるか否かについては、「原価の本質」、「原価の諸概念」及び「非原価項目」等を解釈し判断するものと考えられる。</p>	<p>(IAS2.10-18)</p> <p>以下のすべてが原価に含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 購入原価 購入代価、輸入関税及びその他の税金(企業がその後税務当局から回収可能なものを除く)、並びに製品、原材料及びサービスの取得に直接起因する運送、荷役及びその他のコストから構成される。 値引き、割戻し及びその他の類似の項目は、購入原価の算定にあたって控除される。</li> <li>▶ 加工費 直接労務費のような、生産単位に直接関係するコスト及び原材料を完成品に加工する際に生じる固定及び変動の製造間接費の規則的な配賦額を含められる。</li> <li>▶ その他のコスト 棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生した範囲で、棚卸資産の原価に含まれる。例えば、特定の顧客のために発生する非製造間接費又は製品設計のコストを棚卸資産の原価に含めることが適切な場合がある。</li> </ul> <p>棚卸資産の原価から除外され、発生した期間に費用として認識されるコストとしては以下が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 仕損品に係るコストのうち異常な金額</li> <li>▶ 保管費用(その後の製造工程に移る前に必要な場合を除く)</li> <li>▶ 棚卸資産が現在の場所と状態に至ることに寄与しない管理部門の間接費、販売コスト</li> </ul>
借入コストの棚卸資産の取得原価としての資産化	<p>(不動産開発事業を行う場合の支払利子の監査上の取扱いについて)</p> <p>不動産開発事業を行う場合の支払利子のうち、一定の要件を満たす場合には、棚卸資産の取得原価の一部として資産化することも認められる。</p>	<p>(IAS23.7(a), 8)</p> <p>適格資産としての要件を満たす棚卸資産の取得、建設、生産に直接起因する借入コストは当該資産の取得原価の一部として資産化しなければならない。</p> <p>金融資産、及び短期間で製造(あるいは他の方法で生産)される棚卸資産は、適格資産ではない。取得時点において意図した使用又は販売が可能な状態にある資産は、適格資産ではない。</p>
棚卸資産の原価	<p>(財務諸表等規則 90, 同ガイドライン 90)</p> <p>仕入割引について、営業外収益として処理する。</p>	<p>(IAS2.11)</p> <p>値引き、割戻し、仕入割引及びその他の類似のものは購入原価の算定上控除される。</p>

	日本基準	IFRS
資産除去コスト	<p>該当する規定はない。</p> <p>なお、有形固定資産に関しては、資産除去債務に関する会計基準8項において、資産除去債務が有形固定資産の稼動等に従って、使用の都度発生する場合には、資産除去債務に対応する除去費用を各期においてそれぞれ資産計上し、関連する有形固定資産の残存耐用年数にわたり、各期に費用配分するか、当該計上時期と同一の期間に資産計上額と同一の金額を費用処理するとされている。</p>	<p>(IAS16.16(c),18)</p> <p>特定の期間中に棚卸資産を生産するために有形固定資産を使用した結果として当該期間中に発生する解体、除去及び敷地の原状回復に関する義務のコストに、IAS第2号「棚卸資産」を適用する。</p>
副産物	<p>(原価計算基準二八)</p> <p>軽微な副産物は、当該副産物を売却したことにより得た収入を、原価計算外の収益とすることができる。</p>	<p>(IAS2.14)</p> <p>副産物に重要性がない場合、正味実現可能価額で測定し、当該価額を主製品の原価から控除する。</p>
原価の算定方法	<p>(棚卸資産会計基準6-2, 34-4)</p> <p>個別法、先入先出法、平均原価法、売価還元法</p> <p>なお、一定の場合には、最終仕入原価法が容認される。</p>	<p>(IAS2.23-27)</p> <p>個別法、先入先出法、加重平均法</p>
原価算定方法の統一	<p>(棚卸資産会計基準6-3, 連結財務諸表に関する会計基準17,58, 親子会社間の会計処理の統一に関する監査上の取扱い5(2)①)</p> <p>棚卸資産の評価方法は、事業の種類、棚卸資産の種類、その性質および使用方法等を考慮した区分ごとに選択し、継続的に適用する。</p> <p>同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親子会社間の会計方針は原則として統一するが、棚卸資産の評価方法については、必ずしも求められていない。</p>	<p>(IAS2.25)</p> <p>企業にとっての性質および使用方法が類似する棚卸資産には同じ原価算定方法を使用しなければならない。</p> <p>性質または使用方法が異なる棚卸資産については、同一の棚卸資産であっても、異なる原価算定方式が正当化される場合もある。</p>
原価の測定技法	<p>(原価計算基準四二, 棚卸資産会計基準6-2)</p> <p>標準原価は、原価管理のためにも、予算編成のためにも、また、棚卸資産価額及び売上原価算定のためにも、現状に即した標準でなければならない。</p> <p>売価還元法は上記「原価の算定方法」に記載の方法の中から選択した場合に適用できるが、取扱品種の極めて多い小売業等の業種における評価に適用される。</p>	<p>(IAS2.21-22)</p> <p>実際原価法が原則と考えられるが、標準原価法、売価還元法も例示されている。</p> <p>標準原価法及び売価還元法はその適用結果が原価と近似する場合にのみ、簡便法として認められる。</p> <p>売価還元法は、小売業において、利益率が近似した回転の速い大量の棚卸資産で、他の原価算定方法の使用が実務上不可能であるものを測定するために使用されることが多い。</p>

	日本基準	IFRS
固定製造 間接費の配賦(正常生産能力)	(原価計算基準四(一)2, 四七(一)3, 四七(二)) 固定製造間接費の配賦に用いる操業度として、予定操業度や正常操業度等が挙げられている。 予定価格が不適当なため、比較的多額の原価差異が生ずる場合、原価差異は、売上原価と期末棚卸資産に配賦する。なお、標準原価計算制度における原価差異の処理に関して、数量差異、作業時間差異、能率差異等であって異常な状態なものについては、非原価項目とする。	(IAS2.13)  固定製造間接費の配賦は、生産設備の正常生産能力に基づいて行われる。  未配賦となる固定製造間接費の不利差異は、当期の費用とし(期末残高に配賦しない)、逆に生産水準が異常に高い期間にあつては、固定製造間接費の配賦額を減少させなければならない(有利差異を期末残高に配賦する)。
原材料のなどの評価減の方法	(棚卸資産会計基準 5, 7, 9, 10, 49) 営業循環過程から外れた滞留品又は処分見込みの棚卸資産については、規則的に帳簿価額を切り下げる方法も認められる場合がある。	(IAS2.32) 原材料の価格の下落が、それを組み込む製品の正味実現可能価額が原価よりも低くなることを示している場合には、その原材料は正味実現可能価額まで評価減する。その際、再調達原価が最良の入手可能な測定値である場合もある。
評価減の戻入れ	(棚卸資産会計基準 14, 17) 簿価切下額の戻入れを行う洗替法及び戻入れを行わない切放法の選択適用が可能。 ただし、簿価切下げが臨時の事象に起因し、かつ、多額である場合には、洗替法を適用していても簿価切下額の戻入れを行ってはいならない。	(IAS2.33) 評価減の原因となった従前の状況がもはや存在しない場合、又は経済的状況の変化により正味実現可能価額が増加したという明確な証拠がある場合には(当初の評価損の金額を上限として)評価減の戻入れを行う。

## 8. 無形資産

	日本基準	IFRS
個別規定	無形資産の会計処理を規定する単一の包括的基準は存在しない。 ただし、研究開発費及びソフトウェアの会計処理については研究開発費会計基準、実務指針及びQ&Aが公表されている。	(IAS38) 無形資産の当初認識及び測定は、個別に又は企業結合の一環として外部より取得されたか、又は内部的に創設されたか等により異なる。IAS第38号は、これらのすべての状況をカバーする会計基準である。
定義	(財務諸表等規則27) 無形資産の定義に関する個別規定は存在しないが、以下が例示されている。 ▶ のれん ▶ 特許権 ▶ 借地権(地上権を含む) ▶ 商標権 ▶ 実用新案権 ▶ 意匠権 ▶ 鉱業権 ▶ 漁業権(入漁権を含む) ▶ ソフトウェア ▶ リース資産 など	(IAS38.8-17) 無形資産の定義は、以下のとおりである。 ▶ 過去の事象の結果として、企業が支配している。 ▶ 将来の経済的便益が企業に流入することが期待されている。 ▶ 物理的な実態のない識別可能な非貨幣性資産である。
当初認識 (認識要件)	無形資産の認識要件に関する明文規定はない。 ・ただし、ソフトウェア制作費の資産計上基準及び企業結合で取得する無形資産の認識基準を個別に定めている。	(IAS38.18, 21) 無形資産は、上記の定義に合致し、さらに以下を満たす場合にのみ認識されなければならない。 ▶ 資産に起因する、期待される将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高い。 ▶ 資産の取得原価を、信頼性をもって測定できる。
自己創設研究開発費	(研究開発費等に係る会計基準三) 研究開発費は、すべて発生時に費用として処理しなければならない。 ソフトウェア制作費のうち、研究開発に該当する部分も研究開発費として費用処理する。	(IAS38.52-62, 65, 66, 71) 研究費は発生した時点で費用として認識する。 開発費については、技術上の実行可能性や使用又は売却するという企業の意図等、一定の要件がすべて立証可能な場合のみ、無形資産として認識しなければならない。(満たさない場合には発生時に費用処理する) ▶ 自己創設無形資産の取得原価は、無形資産の定義及び認識要件を最初に満たした日以降に発生した支出の合計である。過去に費用として認識した支出を戻し入れて資産として計上することはできない。 ▶ 取得原価には、当該資産の生成、製造をはじめとして、その資産が経営者の意図した方法により稼働可能となるまでの準備に「直接起因する原価」をすべて含むものとされている。



	日本基準	IFRS
事後測定	取得原価から償却累計額及び減損損失を控除した金額で測定する。(再評価は認められていない)	(IAS38.72, 75) 原価モデルと再評価モデルのいずれかを会計方針として選択し、同一種類の全ての無形資産に適用しなければならない。 再評価額とは、再評価日における公正価値から再評価日以降の償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額をいう。 再評価モデルの適用は、無形資産の公正価値が活発な市場を参照することにより決定可能な場合のみ認められる。
償却 (耐用年数)	販売用ソフトウェア等を除き、実務上、法人税法に規定された期間に従った、定額法での償却が一般的と思われる。(ただし、「研究開発費等に係る会計基準」四 5 にソフトウェアの償却方法に関する個別規定あり)	(IAS38.88, 89, 97, 102, 104, 108) 無形資産の耐用年数が確定可能であるか確定できないかを査定する。 関連するすべての要因を分析した結果、その資産が企業に正味のキャッシュ・インフローをもたらすと期待される期間について、予測可能な限度がない場合(無限とは異なる)には、その無形資産の耐用年数は確定できないものとする。 確定可能な耐用年数を有する無形資産はその期間にわたり償却する。償却方法は、予想される資産の将来の経済的便益の消費パターンを反映しなければならない。そのパターンを信頼性をもって決定できない場合には、定額法を採用する。  耐用年数を確定できない無形資産は償却しないが、每期、及び減損の兆候がある場合はいつでも減損テストを実施する必要がある。また、各期において、引き続き耐用年数を確定できないかを確認する。
残存価額、耐用年数、減価償却方法の見直し	(監査・保証実務委員会実務指針 81号 6, 24) 実務上、法人税法の規定に基づく、残存価額、耐用年数、減価償却方法を採用し、税法が変更にならない限り変更しないケースが多いと思われる。 なお、減価償却は合理的に決定された一定の方式に従い、每期計画的、規則的に実施する必要がある。	(IAS38.102, 104) 残存価額、耐用年数、減価償却方法は、少なくとも各事業年度末に見直す必要がある。

	日本基準	IFRS
広告宣伝費	広告宣伝費に限定した規定は存在しない。	(IAS38.69, BC46D, IAS16.19(b)) 企業が広告宣伝活動のための物品にアクセスできる権利を得る(最終ユーザーへの物品の引渡し時ではない)か、広告宣伝に関連する役務の提供を受けた時点で広告宣伝費を計上する(上記の時点より前の支払いは無形資産ではなく、前払費用として処理する)。 なお、上記広告宣伝費は、有形固定資産の取得原価に含めてはならない項目としても規定されている。
Software as a Service (SaaS 契約)におけるサプライヤーソフトウェアへのアクセス権の会計処理(ユーザーの会計処理)	<p>該当する規定はない。</p> <p>SaaS 契約における利用料は、ユーザーが受けるサービス(ベンダーが保有するソフトウェアの利用など)に係る対価であって、ユーザーがソフトウェアを購入するための支出ではないと考えられるため、実務上、サービスの受領に応じて費用処理しているものと思われる。</p> <p>なお、SaaS 契約は、あるベンダーが不特定多数のユーザーに対してサービス提供していることが通例である。これを前提とすると、SaaS に関しては借手、貸手の双方にとって、「特定の物件」であると整理されるケースは少ないと考えられるため、実務上、リース取引として処理されるケースは少ないと考えられる。</p>	<p>リースが含まれるか否か (IFRS16.9, B9-B31)</p> <p>無形資産が含まれるか否か (IAS38.8, 12, 13, 17)</p> <p>無形資産を含む場合 (IAS38.18, 21, 88, 89, 97 等)</p> <p>リースも無形資産も含まない場合 (IAS38.69, 69A)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 契約にリースが含まれるか否かを判断し(「リース(IFRS16)」の No1 を参照)、含まれる場合には IFRS 第 16 号に基づき会計処理する。</li> <li>▶ リースが含まれない場合には、無形資産が含まれるか否かを判断し(上記の No2 を参照)、含まれる場合には IAS 第 38 号に基づき会計処理する。</li> </ul> <p>リースも無形資産も含まない場合には、サプライヤーソフトウェアへのアクセスというサービスを受けるタイミング(すなわちサービスの契約期間)にわたり費用処理する(SaaS 契約がサプライヤーのアプリケーションソフトウェアへアクセスする権利のみを与える場合はこれに該当する)。</p>

	日本基準	IFRS
Software as a Service (SaaS 契約)におけるコンフィグレーション又はカスタマイゼーションコストの会計処理 (ユーザーの会計処理)	<p>該当する規定はない。</p> <p>通常の自社利用ソフトウェアの場合、導入に当たって必要とされる設定作業及び自社の仕様に合わせるために行う付随的な修正作業等の費用は、ソフトウェアの取得価額に含めることとされている(ソフトウェア実務指針 14 項)。</p> <p>一方、SaaS 契約の場合は、ソフトウェア自体が資産計上されないため、初期設定費用等の付随費用をソフトウェアとして計上することはできないと考えられる。</p> <p>ただし、一般的な資産性の考え方(将来の収益獲得・費用削減効果等)を勘案して資産計上する余地はあると考えられる。例えば、導入のための初期設定費用等を契約当初に支払う場合、実務上、(長期)前払費用として計上し、効果の及ぶ期間にわたって費用配分するケースもあると考えられる。</p> <p>なお、ソフトウェア実務指針 16 項のその他の導入費用と性格が類似するような費用については、通常資産計上するものには該当せず、発生した事業年度の費用とするものと考えられる。</p>	<p>無形資産が含まれるか否か (IAS38.8,12,13,17)</p> <p>無形資産を含まない場合 (IAS38.69,69A)</p> <p>類似の事項や関連する事項を扱う要求事項 (IAS8.10,11)</p> <p>履行義務の識別(別個か否か)の要求事項 (IFRS15.22、27)</p> <p>▶ 無形資産が含まれるかについては、上記のNo2を参照。ただし、サプライヤーが支配しているソフトウェアに関しては、それとは別にコンフィグレーションやカスタマイゼーション部分のみをユーザーが自由に使用することができないため、無形資産が計上できるケースはかなり限定的と考えられる。</p> <p>▶ 無形資産が含まれない場合は、契約条件に従ってサービスの提供を受けた際に費用認識する。ただし IAS 第 38 号には受領するサービスの会計処理に関するガイダンスは提供されていないため、IAS 第 8 号の類似の事項や関連する事項を扱った要求事項を参照し、サービスを提供する側のガイダンスである IFRS 第 15 号における履行義務の識別に関する要求事項を適用する。</p> <p>これにより、</p> <p>①コンフィグレーション又はカスタマイゼーションのサービス提供契約が、ソフトウェアアクセス権のサプライヤーとの契約の場合 →ユーザーが受取るサービス(コンフィグレーション又はカスタマイゼーションサービスとアクセス権の提供サービス)が別個であれば、アクセス権のサプライヤーがコンフィグレーション又はカスタマイゼーションのサービスを行った時点で費用として認識する。 →一方、ユーザーが受取るサービスが別個でなければ、アクセス権の契約期間に応じて費用を認識する。</p> <p>②コンフィグレーション又はカスタマイゼーションのサービス提供契約が、ソフトウェアアクセス権を提供しているサプライヤーとは無関係の第 3 者との契約の場合 →当該第 3 者がコンフィグレーション又はカスタマイゼーションのサービスを行った時点で費用として認識する。</p>



## 9. 有形固定資産

	日本基準	IFRS
交換により 取得した資産の原価の測定	<p>(圧縮記帳に関する監査上の取扱い)</p> <p>交換により同一種類、同一用途以外の固定資産を取得した場合、原則として、譲渡資産又は取得資産の公正な市場価額を取得価額とする。</p> <p>交換により同一種類、同一用途の固定資産を取得した場合、譲渡資産の帳簿価額を取得資産の取得価額とする。</p>	<p>(IAS16.24)</p> <p>交換によって取得した資産は、交換取引が経済的実質を欠いているか、又は受入資産にも引渡資産にも信頼性をもって測定できる公正価値がない場合を除き、公正価値をもって測定する。</p> <p>取得資産を公正価値で測定しない場合、取得原価は引渡資産の帳簿価額とする。</p>
借入費用の 資産計上 (適格資産の場合)	<p>(「連続意見書第三 有形固定資産の減価償却について」第一、四、2)</p> <p>(自家建設)</p> <p>固定資産を自家建設した場合には、適正な原価計算基準に従って製造原価を計算し、これに基づいて取得原価を計算する。建設に要する借入資本の利子で稼働前の期間に属するものは、これを取得価額に算入することができる。</p> <p>日本基準では資産化する借入コストの算定方法について、明確な規定はない。</p>	<p>(IAS23.5, 8, 12)</p> <p>適格資産とは、意図した使用または売却が可能になるまでに相当の期間を必要とする資産をいう。</p> <p>企業は、適格資産の取得、建設又は製造に直接帰属する借入費用を当該資産の一部として資産化しなければならない。また、上記に該当しない借入費用は発生時に費用として認識しなければならない。</p> <p>資産化に適格な借入コストは、企業が適格資産の取得のために個別に資金を借り入れた範囲で、当期中に当該借入金について発生した実際の借入コストから当該借入金の一時的な投資による投資収益を控除した差額として算定しなければならない。</p>
借入費用の 資産計上 (一般目的借入の場合)	<p>該当する規定はない。</p>	<p>(IAS23.6,14)</p> <p>企業が一般目的で資金を借り入れ、適格資産を取得するためにそれを使用した範囲で、企業は、資産化に適格な借入コストの金額を、当該資産への支出に資産化率を乗じることにより算定しなければならない。</p> <p>資産化率は、企業の当期中の借入金残高のすべてに対する借入コストの加重平均としなければならない。</p> <p>借入コストには、次の費用が含まれる可能性がある。</p> <p>実効金利法で計算した金利費用 リース負債に関する金利 外貨建借入金から発生する為替差損益のうち、金利コストの修正とみなされる部分</p>

	日本基準	IFRS
資産除去債務	<p>(資産除去債務に関する会計基準 3, 6, 7, 11, 14, 資産除去債務適用指針 9, 23)</p> <p>資産除去債務計上額と同額を関連する有形固定資産の帳簿価額に加える。</p> <p>資産除去債務には、除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものを計上する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 割引率 割引率は、負債計上時における貨幣の時間価値を反映した無リスクの税引前の利率を使用する。割引前将来キャッシュ・フローが税引前の数値であることに対応して、割引率も税引前の数値を用いる必要がある。</li> <li>資産除去債務の割引率は負債計上時に決定し、その後の変更は行わない。(ただし、将来 CF の見積額が増加した場合は、その増加部分について見積りを変更する時点の割引率を適用し、減少した場合は負債計上時の割引率を用いる)</li> <li>▶ 割引の振り戻し 時の経過による資産除去債務の調整額は、損益計算書上、当該資産除去債務に関連する有形固定資産の減価償却費と同じ区分に含めて計上する。</li> <li>▶ 敷金の取扱い 敷金が資産計上されている場合、簡便的に敷金の回収が見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によることができる。</li> </ul>	<p>(IAS16.16(c), 18, IAS37.10, 14, 19, 45, 47, IFRIC1.3, 8)</p> <p>IAS 第 37 号に従い、引当金の認識要件を満たす解体及び除却費用ならびに原状回復費用等は、有形固定資産の取得原価に含める。</p> <p>なお、特定の期間中に棚卸資産を生産するために有形固定資産を使用した結果として当該期間中に発生する資産除去債務のコストには、IAS 第 2 号「棚卸資産」を適用し、棚卸資産の原価に含める。</p> <p>IAS 第 37 号の引当金には、法的債務及び推定的債務が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 割引率 割引率は、貨幣の時間価値と当該負債に固有のリスクについての現在の市場の評価を反映した税引前の割引率でなければならない。割引率には、将来キャッシュ・フローの見積りの中で修正されているリスクを反映してはならない。</li> <li>有形固定資産が原価モデルで測定されており、引当金に係る割引率が事後的に変更された場合は、引当金を再測定し、変動額を有形固定資産の取得原価に加減する。</li> <li>▶ 割引の振り戻し 引当金の割引に関する振り戻しは、金融費用として費用計上する。</li> <li>▶ 敷金の取扱い 日本基準にある敷金に関する例外処理は、認められない。</li> </ul>
取得後の支出	<p>該当する基準はない。</p> <p>通常は、資産の耐用年数を延長させる又は性能を向上させる支出は資本的支出として資産計上され、現在の性能を維持するための支出は修繕費として処理される。</p>	<p>(IAS16.7, 12, 13)</p> <p>資産に関連する将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高く、かつ、当該資産の取得原価を信頼性をもって測定できる場合に資産計上する。それ以外の場合は、発生時に費用処理する。</p>

	日本基準	IFRS
資産に関する政府補助金	<p>(企業会計原則注解注 24)            国庫補助金、工事負担金で取得した資産については、国庫補助金等に相当する金額をその取得原価から控除することができる。</p> <p>(圧縮記帳に関する監査上の取扱い)            圧縮記帳額を剰余金の処分によって積立金として計上した場合も監査上妥当なものとして取り扱われる。</p>	<p>(IAS20.24)            資産に関する政府補助金は、財政状態計算書において、繰延収益又は関連資産の帳簿価額から控除して表示される。</p>
事後測定	<p>該当する基準はない。            原則通り、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定する(再評価は認められていない)。</p>	<p>(IAS16.29-31)            原価モデルと再評価モデルのいずれかを会計方針として選択し、同一種類の全ての有形固定資産に適用しなければならない。            再評価モデルを選択した場合、帳簿価額が報告期間の末日における公正価値と大きく相違しないよう、再評価を定期的に行う必要がある。</p>
減価償却 (耐用年数)	<p>(減価償却に関する当面の監査上の取扱い等)            会計上の見積りによって行う。            ただし、実務上、法人税法に定められた耐用年数を使用している場合が多いと思われる。</p>	<p>(IAS16.57)            資産の耐用年数は、当該資産の企業にとっての期待効用の観点から定義される。</p>
減価償却 (残存価額)	<p>(減価償却に関する当面の監査上の取扱い等)            会計上の見積りによって行う。            ただし、実務上、税法基準に基づき、平成 19 年 4 月 1 日以降に取得した有形固定資産の残存価額を備忘価額とする場合が多い。            また、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産については取得価額の 5%に到達した会計年度より、取得価額の 5%相当額と備忘価額との差額を 5 年間にわたり均等償却する場合が多いと思われる。</p>	<p>(IAS16.6)            資産の残存価額とは、耐用年数が到来した時点で予測される状況において、資産処分によって受領すると現時点で予想される、見積処分費用控除後の価額をいう。</p>
減価償却単位	<p>(連続意見書第三・第一・十)            個々の資産単位について個別的に減価償却計算および記帳を行う個別償却と、複数の資産を 1 つのグループとして減価償却を行う総合償却がある。</p> <p>実務上、法人税法上の規定に基づく単位で、減価償却を実施している場合が多いと思われる。</p>	<p>(IAS16.43)            有形固定資産項目の全体の取得原価に対して、重要な取得原価を有する構成部分について個別に減価償却する(コンポーネント・アプローチ)。</p>

	日本基準	IFRS
減価償却方法 (定率法等の妥当性)	(減価償却に関する当面の監査上の取扱い, 平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い) 実務上、国内会社は税法基準に基づき、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物(定額法)及び平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備・構築物(定額法)を除き、定率法を適用しているケースが多いと思われる。 他方、在外連結子会社は、主として定額法を適用していると思われる。	(IAS16.60, 62A) 使用される減価償却方法は、資産の将来の経済的便益が企業によって消費されると予測されるパターンを反映するものでなければならない。 収益を基礎とした減価償却方法は認められない。
残存価額、耐用年数、減価償却方法の再検討	(減価償却に関する当面の監査上の取扱い 6, 14, 19 等) 実務上、法人税法上の規定に基づく、減価償却の方法を採用し、税法が変更にならない限り変更しないケースが多い。 なお、減価償却は合理的に決定された一定の方式に従い、每期計画的、規則的に実施する必要がある。	(IAS16.51, 61) 残存価額、耐用年数、減価償却方法は、少なくとも各事業年度末に再検討する必要がある。
減価償却方法(定額法・定率法等)の変更	(会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準 19, 20) 減価償却方法は会計方針に該当するが、減価償却方法の変更は会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合に該当し、会計上の見積りの変更と同様に遡及修正は行われない。	(IAS16.61) 会計上の見積りの変更として処理する。ただし、初度適用企業が従前 GAAP において IFRS 上認められない減価償却方法を採用している場合(例えば税法基準)、その重要性がある場合には完全遡及修正が必要である点に留意する(IFRS1.IG7)。
売却目的保有に分類された非流動資産(又は処分グループ)	該当する規定はない。 ただし、減損の兆候の例として、事業の廃止又は再編成、早期の処分、用途の変更等が挙げられている。	(IFRS5.6,15) 帳簿価額が継続使用ではなく主に売却取引により回収される場合には、当該資産等を売却目的保有に分類し、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のいずれか低い価額で測定する。
売却目的保有に分類された非流動資産等の減価償却の取扱い	(固定資産の減損に係る会計基準の適用指針 55) 処分が予定されている固定資産について、販売目的で保有するために流動資産に振替えている場合を除き、減損処理後、残存価格まで減価償却を行う。	(IFRS5.25) 売却目的保有に分類された非流動資産(又は処分グループ)は減価償却を中止する。

	日本基準	IFRS
主要交換部品の有形固定資産計上	該当する規定はない。 実務上、貯蔵品として処理している場合が考えられる。	(IAS16.8) 有形固定資産の要件を満たす主要交換部品及び予備器具(1年超にわたり使用される場合)は、貯蔵品等ではなく、有形固定資産に含めて計上して、減価償却計算を行う必要がある(それ以外は棚卸資産となる)。 小型の交換部品等は、通常、棚卸資産に計上され、使用時に費用処理される(金額が僅少な交換部品等については、取得時に一括費用処理される場合もある)。
金型等の扱い (リースのセクションと同様)	該当する規定はない。 リースの定義を充足する取引であればリース会計を適用するがIFRS16のような具体的ガイダンスは設けられていない。	(IFRS16) 法的にリースの形式をとらないものの、一括あるいは複数回の支払いと交換に、契約期間中の資産の使用権を借手に移転させるような場合にはIFRS16の適用対象とする。
大規模検査又は修繕のコスト (引当金のセクションと同様)	(企業会計原則注解注18) 大規模な検査等のために、特別修繕引当金の計上が関連期間で行われ、相手科目は費用として計上する。	(IAS16.14) 有形固定資産の大規模検査等に関連付けて引当金(特別修繕引当金等)を計上することは認められない。 これらの支出は、一定の条件を満たす場合には、発生時に資産計上し、資産の構成要素として処理しなければならない。
一括償却資産、少額資産の扱い	該当する規定はない。 実務上、法人税法上の規定に基づく償却または費用(損金算入)処理を実施している場合が多いと思われる。	(IAS16.6,9,57) 会計期間を超えて使用される場合、有形固定資産に計上して、当該資産の企業にとっての期待効用の観点から経済的実態に即して決定された耐用年数で減価償却計算を行う必要がある。 なお、個々に重要性が低くても大量に保有している資産については(工具や金型など)、集計した総額についてIAS16を適用することが適切な場合もある。



	日本基準	IFRS
保険差益の取扱い	<p>(圧縮記帳に関する監査上の取扱いⅢ2)</p> <p>保険金等で同一種類、同一用途の固定資産を取得した場合には、保険差益を国庫補助金等と同様に扱い、圧縮記帳を行うことが認められる。</p>	<p>(IAS16.65, 66)</p> <p>減損、滅失等した有形固定資産に対する第三者からの補填は、補填が受領可能となる時に純損益に含めなければならない。</p> <p>有形固定資産の減損又は滅失、関連する第三者からの請求又は補填の支払と、その後の再調達資産の購入又は建設は別個の経済的事象であり、次のように個別に会計処理する。</p> <p>(a) 有形固定資産項目の減損は IAS 第 36 号に従って認識する。</p> <p>(b) 除去又は処分した有形固定資産の認識の中止は IAS 第 16 号に従って実行される。</p> <p>(c) 減損、滅失等した有形固定資産に対する第三者からの補填は、補填が受領可能となる時に純損益の算定に含まれる。</p> <p>(d) 再調達として原状回復、購入又は建設した有形固定資産の取得原価は IAS 第 16 号に従って算定される。</p>
不動産取得税等の取扱い	<p>(企業会計原則第三 五 D, 連続意見書第三 四)</p> <p>買入手数料、運送費、荷役費、据付費、試運転費等の付随費用は取得原価に含めるが、正当な理由がある場合には、その一部又は全部を含めないこともできる。実務上、法人税法の規定により、固定資産の取得価額に算入しないことができる不動産取得税や専門家報酬を、取得原価に含めず、発生時の費用として処理していることが考えられる。</p>	<p>(IAS16.16)</p> <p>有形固定資産の取得原価は、以下の要素で構成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 値引及び割戻控除後の購入価額(輸入関税及び還付されない取得税を含む)</li> <li>▶ 経営者が意図した方法で稼働可能にする上で必要な状態に整えるための直接付随費用</li> <li>▶ 資産除去債務費用</li> </ul>
固定資産の取得に直接起因するコスト	<p>(企業会計原則第三 五 D, 連続意見書第三 四 1)</p> <p>買入手数料、運送費、荷役費、据付費、試運転費等の付随費用は取得原価に含めるが、正当な理由がある場合には、その一部又は全部を含めないこともできる。</p>	<p>(IAS16.16, 17, 20A)</p> <p>直接起因するコストについては次の通り例示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 有形固定資産項目の建設又は取得より直接生じる従業員給付費用 (IAS 第 19 号「従業員給付」に定義)</li> <li>▶ 整地コスト</li> <li>▶ 当初の搬入及び取扱のコスト</li> <li>▶ 据付及び組立のコスト</li> <li>▶ 専門家報酬</li> <li>▶ 資産が正常に機能するかどうかの試運転コスト</li> </ul> <p>なお、資産を意図した使用のために準備している間に生産された項目(例えば、有形固定資産の機能の評価のために生産された試作品)の販売により受け取った金額及び関連するコストは純損益に認識され、有形固定資産の取得原価から控除することは認められない。</p>

	日本基準	IFRS
固定資産の範囲	<p>(研究開発費等に係る会計基準二(注1)) 交換部品、予備器具及び保守用器具等 該当する規定はない。</p> <p>特定の研究開発目的にのみ使用される資産 原則として取得時に費用計上する。</p>	<p>(IAS16.6, 7, 8) 交換部品、予備器具及び保守用器具等有形固定資産の定義を満たす場合には、有形固定資産に含めて計上し、そうでない場合に棚卸資産に分類される。</p> <p>特定の研究開発目的にのみ使用される資産 該当する規定はない 有形固定資産の定義及び認識要件に基づいて判断される。</p>
遊休資産に係る減価償却	<p>(固定資産の減損に係る会計基準の適用指針第56項) 遊休資産について、減価償却は停止されない。 遊休資産の減価償却費は、原則として、営業外費用として処理する。</p>	<p>(IAS16.55) 資産の減価償却は、売却目的保有に分類された(又は売却目的保有に分類される処分グループに含められた)日と、資産の認識の中止が行われた日のいずれか早い日をもって停止する。したがって、減価償却は、当該資産が遊休となっている場合や活発な使用をやめた場合でも停止しない(当該資産の減価償却が完了した場合を除く)。ただし、生産高比例法では、生産がない間は減価償却費がゼロとなる場合がある。</p>

# 10. 投資不動産

	日本基準	IFRS
投資不動産の範囲・取扱	<p>(賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準 4)</p> <p>日本基準では、「投資不動産」と類似した概念として「賃貸等不動産」が存在する。賃貸等不動産に該当する不動産は、時価開示等が求められるが、有形固定資産と異なる会計処理は求められない。</p> <p>「賃貸等不動産」とは、棚卸資産に分類されている不動産以外のものであって、賃貸収益又はキャピタル・ゲインの獲得を目的として保有されている不動産(ファイナンス・リース取引の貸手における不動産を除く。)をいう。</p> <p>従業員が占有する不動産であっても、経営管理目的不動産に該当する場合は、賃貸等不動産には該当しない。</p>	<p>(IAS.40.1, 5, 9)</p> <p>「投資不動産」とは、次の目的を除き、賃貸収益若しくは資本増価又はその両方を目的として(所有者が又は使用権資産として借手が)保有する(土地若しくは建物—又は建物の一部—又はそれら両方の)不動産をいう。</p> <p>(a)財又はサービスの生産又は供給、あるいは経営管理目的のための使用</p> <p>(b)通常の営業過程における販売</p> <p>投資不動産は、自己使用不動産と異なる会計処理と開示の規定が定められている。</p> <p>従業員が占有する不動産は投資不動産には含まれない。(従業員が市場レートで賃借料を払うか否かは関係ない。)</p>
複数用途の不動産	<p>(賃貸等不動産会計基準 7, 適用指針 7, 17)</p> <p>賃貸等不動産とそれ以外の部分の区分にあたっては「管理会計上の区分方法その他の合理的な方法を用いる」ことから、基本的には区分し、賃貸等不動産として使用される部分のみを、賃貸等不動産の注記対象とする。</p> <p>ただし、賃貸等不動産として使用される部分の割合が低い場合には、不動産全体を賃貸等不動産の注記対象に含めないことができる。</p> <p>なお、実務上区分が困難な場合は、不動産全体を賃貸等不動産の注記対象にすることができる。</p>	<p>(IAS40.10)</p> <p>投資不動産とその他の部分が区分処理可能な場合(個別に売却又はファイナンス・リースによるリースが可能な場合には、区分処理する。</p> <p>区分処理が不可能な場合で、自家使用部分の重要性が低い場合には、全体を投資不動産として処理する。</p> <p>区分処理が不可能な場合で、自家使用部分の重要性が低くない場合には、全体を投資不動産以外で処理する。</p>

	日本基準	IFRS
役務の提供がなされる不動産	(賃貸等不動産会計基準 28) 不動産の利用者に対する付随的なサービスの重要性を判断することは容易ではないため、形式的な区分を重視して開示対象を決定する。 賃貸されている不動産は賃貸等不動産として開示する。 第三者に利用させることでキャッシュ・フローの獲得を図る不動産であっても、自ら運営しているホテルなどのように、賃貸されている不動産に該当しないものは開示対象外である。	(IAS40.11, 12, 14) 賃貸している不動産の占有者に対する付随的なサービスの重要性が低い場合には、投資不動産として処理する。 不動産の占有者に対する付随的なサービスが重要な場合には、自己使用不動産として処理する。 上記の判断が困難な場合、両者の区分に用いた判断根拠を開示しなければならない。
当初認識後の測定	(賃貸等不動産会計基準 15) 原価モデルのみ(時価は注記する)。	(IAS40.30, 79) 原価モデル又は公正価値モデルの選択が可能である。当該方針は投資不動産のすべてに適用する。 原価モデルを選択した場合には一定の公正価値情報を注記する。
公正価値モデルでの測定	該当する基準はない。	(IAS40.33, 35, 53A, 53B, 54) 公正価値モデルを選択する企業は、一定の場合を除き、すべての投資不動産を公正価値で測定しなければならない。 投資不動産の公正価値の変動は、発生した期の損益として処理される。 建設中の投資不動産に関しても原則として同様であるが、実務を配慮した特別な取扱いが定められている。
開発中の不動産	(賃貸等不動産会計基準 6) 将来において賃貸等不動産として使用される予定で開発中の不動産や、継続して賃貸等不動産として使用される予定で再開発中の不動産も含まれる。	(IAS40.8(e)) 将来投資不動産として使用する目的で建設又は開発中である不動産は、投資不動産として分類される。
区分表示	該当の規定はない。	(IAS1.54) 投資不動産は財政状態計算書上、区分表示する。

# 11. 資産の減損

	日本基準	IFRS
適用範囲	<p>(固定資産の減損に係る会計基準(以下「基準」)一) 他の基準で減損処理に関する定めがある資産を除き、固定資産を適用対象としている。</p>	<p>(IAS36.2, 3) 適用範囲外とされている項目を除くすべての資産が対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 適用対象外項目           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 棚卸資産</li> <li>▶ IFRS 第 15 号に従って認識される契約資産及び契約の獲得又は履行のためのコストから生じる資産</li> <li>▶ 繰延税金資産</li> <li>▶ 従業員給付から生じる資産</li> <li>▶ IFRS 第 9 号の範囲に含まれる金融資産</li> <li>▶ 公正価値で測定される投資不動産</li> <li>▶ IAS 第 41 号の範囲に含まれる農業活動に関連した生物資産で売却コスト控除後の公正価値で測定されるもの</li> <li>▶ IFRS 第 17 号の範囲に含まれる契約のうち資産であるもの</li> <li>▶ IFRS 第 5 号に従って</li> <li>▶ 売却目的保有に分類された非流動資産(又は処分グループ)</li> </ul> </li> </ul>
減損の兆候の検討	<p>(減損会計基準二 1, 固定資産の減損に係る会計基準の適用指針(以下「減損適用指針」)11-17)</p> <p>例示ではあるが、具体的な数値基準が存在する(例:市場価格が著しく下落したことは、減損の兆候となるとされており、著しく下落したとは、少なくとも市場価格が帳簿価額から 50%程度以上下落した場合が該当する)</p> <p>その他、IFRS で記載されていない資産の減損の兆候の例示項目として、営業活動から生じる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナス、の場合などがあげられる。</p>	<p>(IAS36.12)</p> <p>より広い意味合いを有する状況証拠であり、感応度が高いため、より早期に減損の兆候が把握される傾向にある。</p> <p>また、純資産の帳簿価額が、その企業の株式の時価総額を超過している場合も、減損の兆候として認められる例の 1つとされている。</p>



	日本基準	IFRS
減損プロセス－減損の認識判定に用いる数値	<p>(減損会計基準ニ 2, 3) 2 段階アプローチ 減損の兆候がある場合には、最初に減損の認識の判定(資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額とこれらの帳簿価額を比較する)を行う。その結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額するように減損損失を認識する。 回収可能価額の定義は IFRS と同様</p>	<p>(IAS36.59) 1 段階アプローチ 減損の兆候が存在する場合には、回収可能価額を算定し、資産の帳簿価額がその回収可能価額を上回る場合に、その差額を減損損失として認識する。 回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額となる。</p>
資金生成単位/資産のグルーピングの設定	<p>(適用指針 10) 個別財務諸表上は、資産のグルーピング(資産グループは、IFRS の資金生成単位に相当)が当該企業を超えて他の企業の全部又は一部とされることはないが、連結財務諸表においては、連結の見地から、個別財務諸表において用いられた資産のグルーピングの単位が見直される場合がある。</p>	<p>左記のような取り扱いを定めた規定はない。</p>
減損損失の戻入れ	<p>(減損会計基準三 2) あらゆる資産について禁止される。</p>	<p>(IAS36.110, 117, 124) のれんに関し、その戻入れは禁止されているが、他の資産については、毎年、戻入れの兆候について検討しなければならない。戻入れが必要な場合は、過年度に減損損失がなかったとした場合の(償却又は減価償却控除後の)帳簿価額を上限として、回収可能価額まで減損損失を戻し入れる。</p>
のれんの減損	<p>(連結財務諸表に関する会計基準 24, 企業に関する結合に関する会計基準 32, 減損会計基準ニ 8) のれんは、20 年以内のその効果が及ぶ期間にわたって規則的に償却を行った上で、減損の兆候がある場合には、別途、減損テストを実施する。</p>	<p>(IAS36.10, 11, 80) 規則的な償却は行わないが、減損の兆候が無くても毎期 1 回、減損の兆候がある場合には追加で、減損テストを行う。(耐用年数を確定できない無形資産及びいまだ使用可能となっていない無形資産も同様)</p>

	日本基準	IFRS
のれんの配分	<p>(減損会計基準ニ 8, 減損会計基準注解(注 9), 減損適用指針 131)</p> <p>のれんを認識した取引において取得された事業の単位が複数の場合は、取得の対価が概ね独立して決定され、かつ取得後も内部管理上独立した業績報告が行われる単位でのれんを各事業に分割する。</p> <p>減損損失の認識の判定は、原則として、分割されたのれんが帰属する事業に関連する複数の資産グループにのれんを加えた、より大きな単位で行う。</p> <p>ただし、のれんの帳簿価額を、帰属する事業に関連する資産グループに合理的な基準で配分することができる場合には、のれんの帳簿価額を各資産グループに配分したうえで減損損失の認識の判定をすることができる。</p> <p>のれんの帳簿価額を分割し帰属させる事業の単位は、通常、資産グループよりは大きいですが、開示対象セグメントの基礎となる事業区分と同じか小さいこととなると考えられる。</p>	<p>(IAS36.80, 84)</p> <p>のれんは、資金生成単位又は資金生成単位グループのうち、企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれるものに配分しなければならない。これは、当該資金生成単位又は資金生成単位グループに被取得企業のその他の資産又は負債が配分されているかどうかを問わない。</p> <p>のれんを配分する資金生成単位又は資金生成単位グループは以下の双方を満たすものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 内部管理目的でのれんがモニターされる最小単位でなければならない。</li> <li>▶ IFRS 第 8 号「事業セグメント」第 5 項により決定された集約前事業セグメントよりも大きなものであってはならない</li> </ul> <p>なお、企業結合時ののれんの配分が、企業結合が行われた会計年度末までに完了出来ない場合には、翌会計年度末までに完了させる必要がある。</p>
資金生成単位に非支配持分がある場合ののれんの減損テストと減損損失の配分	<p>(減損会計基準ニ 8, 減損会計基準注解(注 9), 減損適用指針 131)</p> <p>非支配持分が存在する場合ののれんの減損テストについて、定めていない。</p> <p>全部のれんアプローチは企業結合に係る会計基準において採用されていない。</p>	<p>(IAS36.C4, C8)</p> <p>企業結合時ののれんの算定にあたり、購入のれんアプローチを採用しており、かつ、非支配持分が存在する場合は、グロスアップ調整をしてから減損テストを実施し、配分後、親会社持分のみを減損損失として認識する。</p>

	日本基準	IFRS
<p>全社資産の配分</p>	<p>(減損会計基準ニ 7)</p> <p>共用資産に減損の兆候がある場合に、減損損失を認識するかどうかの判定は、共用資産が関連する複数の資産又は資産グループに共用資産を加えた、より大きな単位で行う。</p> <p>ただし、共用資産の帳簿価額を当該共用資産に関連する資産又は資産グループに合理的な基準で配分することができる場合には、共用資産の帳簿価額を各資産又は資産グループに配分したうえで減損損失を認識するかどうかを判定することができる。</p>	<p>(IAS36.102)</p> <p>【国際会計の実務(日本語版)中巻 第20章 P.665 以降参照】</p> <p>全社資産の帳簿価額の一部を、合理的で首尾一貫した基準により資金生成単位の配分できる場合には、配分後の帳簿価額と回収可能価額を比較する。</p> <p>合理的で首尾一貫した基準により配分できない場合は以下の 3 つの手続きを検討する。</p> <p>①資金生成単位について減損テストを行い、減損損失が存在すれば認識する。</p> <p>②資金生成単位をグループ化し、全社資産の帳簿価額の一部又は全部を当該グループに配分する。なお、当該資金生成単位グループには①の手続きの対象となった資金生成単位を含めなければならない。</p> <p>③最後に当該資金生成単位グループの帳簿価額が当該資金生成単位グループの回収可能価額を上回っているかどうかを判断するためのテストを行う。資金生成単位グループの帳簿価額が、その回収可能価額を上回るときは、減損損失を資金生成単位グループに含まれるすべての資産、及び全社資産の当該資金生成単位グループへの配分額に対して比例配分する。</p>
<p>使用価値算定上のキャッシュ・フローの見積り(機能の改善・見積期間・将来成長率)</p>	<p>(減損適用指針 36(3), 37(2), 38(1))</p> <p>計画されていない将来の設備の増強や事業の再編の結果として生ずる将来キャッシュ・フローは見積りには含めない。</p> <p>キャッシュ・フローを見積る期間は、資産の経済的残存使用年数又は資産グループ中の主要な資産の経済的残存耐用年数とする。</p> <p>中長期計画の見積期間を超える期間については、合理的な反証が無い限り、それまでの計画に基づく趨勢を踏まえた一定又は遞減する成長率(ゼロやマイナスの場合もある)の仮定を用いる。</p>	<p>(IAS36.33(b)(c), 35, 44, 45)</p> <p>キャッシュ・フロー予測は、将来のリストラチャリング又は資産の機能を改善又は拡張することから生じることが予想される、将来のキャッシュ・インフロー又はアウトフローの見積りを除外する。</p> <p>これら予算／予測を基礎とした予測は、より長い期間を正当化し得ない限り、最长でも5年間でなければならない。</p> <p>直近の予算／予測の期間を超えたキャッシュ・フロー予測は、遞増率が正当化できる場合を除き、後続の年度に対し一定の又は遞減する成長率を使用した予算／予測に基づくキャッシュ・フロー予測を推測して延長することで見積る。</p> <p>この成長率は、より高い成長率を正当化し得ない限り、企業が営業活動をしている製品、産業若しくは国、又は当該資産が使用されている市場の、長期平均成長率を超えてはならない。</p>

	日本基準	IFRS
減損損失の認識	<p>(減損会計基準二 3, 四 2)</p> <p>減損損失を認識すべきであると判定された資産又は資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を当期の損失(原則として、特別損失)とする。</p>	<p>(IAS36.60, 61)</p> <p>再評価をしていない資産の減損損失は、純損益に認識する。</p> <p>再評価している資産の減損損失については、当該資産に係る再評価剰余金の金額を超過しない範囲で、その他の包括利益に認識し、残りを純損益に認識する。</p>